

ISMAP クラウドサービス登録規則
(案)

令和2年〇月〇日

ISMAP 運営委員会

目次

第1章 総則.....	1
第2章 用語の定義.....	1
第3章 申請者に対する要求事項.....	1
第4章 サービス登録に関する申請.....	2
第5章 申請の受理.....	2
第6章 審査.....	3
第7章 登録.....	4
第8章 サービス登録の有効期間.....	4
第9章 情報セキュリティインシデント発生時の報告.....	4
第10章 重大な統制変更等の届出.....	4
第11章 モニタリング.....	5
第12章 再監査.....	5
第13章 再申請.....	6
第14章 登録の削除.....	6
第15章 登録に係る異議申立て.....	6
別表1 申請書の提出方法.....	7

1 第1章 総則

- 2 1.1 本規則は、ISMAP 運営委員会が定める「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度
3 (ISMAP)基本規程」(以下、「基本規程」という)に基づき、クラウドサービスの登録(以
4 下、「サービス登録」という)に関する事項を定める。
5 1.2 ISMAP 運用支援機関は運用規則で定める範囲でサービス登録に係る業務を行う。

6 第2章 用語の定義

7 本規則における用語の定義は、以下のとおりとする。なお、本項に示す定義以外について
8 は、基本規程における用語の定義に準ずるものとする。

9 2.1 申請者

10 ISMAP クラウドサービスリストへのサービス登録申請を行うクラウドサービス事業者

11 2.2 登録者

12 ISMAP クラウドサービスリストに自身のクラウドサービスが登録されているクラウド
13 サービス事業者

14 第3章 申請者に対する要求事項

- 15 3.1 申請者は「ISMAP 管理基準」(以下、「管理基準」という)の規定に従い「様式1 言明書」
16 及び「様式2 経営者確認書」を作成し、自身のセキュリティ対策について言明要件に沿
17 った言明を行い、言明した事項について監査機関の監査を受けなければならない。
18 3.2 申請者は、言明書に記載の監査対象期間の末日から原則として最大3ヶ月以内を報告書
19 日とする監査報告書を監査機関から入手しなければならない。
20 3.3 監査報告書において発見事項が発見された場合には、当該発見事項について改善計画書
21 を作成しなければならない。
22 3.4 申請者は、言明書に記載の内容に加えて以下の情報を ISMAP 運営委員会に提供しなけれ
23 ばならない。
24 (1) 申請時点における申請者の資本関係及び役員等の情報
25 (2) クラウドサービスで取り扱われる情報に対して国内法以外の法令が適用され、調達
26 府省庁等が意図しないまま当該調達府省庁等の管理する情報にアクセスされ又は処
27 理されるリスクの評価結果とその具体的内容に関する情報
28 (3) 契約に定める準拠法・裁判管轄に関する情報
29 (4) 第三者による検査(ペネトレーションテストを含む)の実施に関する情報
30 3.5 申請者は、登録期間中において以下の事項に対応することを宣誓しなければならない。
31 (1) 申請者は、調達府省庁等との調達交渉時に、調達機関の求めに応じて、言明書の詳
32 細、申請するクラウドサービス従事者の所属、専門性、実績、国籍に関する情報を
33 調達機関に対して提出すること。
34 (2) 申請者は、調達府省庁等との調達交渉時に、調達機関の求めに応じて、「IT 調達に
35 係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月
36 10日関係省庁申合せ)(以下、「申合せ」という)の運用に協力すること。
37 (3) 申請者は、ISMAP クラウドサービスリストに登録されているクラウドサービスについ
38 て、登録期間中に利用者に重大な影響を及ぼしうる情報セキュリティインシデントが
39 発生した場合には、本規則第9章の規定に従い、遅滞なく ISMAP 運営委員会に報告
40 すること。
41 (4) 申請者は、ISMAP クラウドサービスリストに登録されているクラウドサービスについ
42 て登録期間中に重大な統制の変更及び当該変更につながりうる事象が生じた場合又
43 は ISMAP クラウドサービスリストに掲載されている情報に変更が生じた場合には、
44 本規則第10章の規定に従い、遅滞なく ISMAP 運営委員会に届け出ること。
45 (5) 申請者は、本規則第11章に規定するモニタリング、第12章に規定する再監査、第
46 13章に規定する再申請のプロセスに従うこと。

1 (6) 申請者は、ISMAP クラウドサービスリストに登録されているクラウドサービスについて
2 て登録の一時停止又は削除を受けた場合には、当該サービスを利用している調達府
3 省庁等に、その旨を速やかに通知又は登録者の Web サイトにて公開しなければならない。
4

5 (7) 申請者は、他の事業者（以下、「委託先」という）の利用の有無にかかわらず、自社
6 のクラウドサービスにおける契約及び情報セキュリティ上の問題が生じた場合は、
7 自社の責任において当該クラウドサービスの利用者との間で解決を図ること。

8 3.6 申請者は、本規則の第 4 章に規定する手順に従って ISMAP 運営委員会に対して申請を行
9 わなければならない。

10 3.7 申請者は、3.3 において作成する改善計画書の有無、3.4 において提供する情報及び言明
11 書のうち以下の事項について、ISMAP クラウドサービスリストにおいて一般に公開するこ
12 とを前提に第 4 章に規定する申請を行わなければならない。

13 (1) クラウドサービスの名称

14 (2) 言明の対象範囲

15 (3) 基本言明要件のうち実施している統制目標の管理策

16 (4) 監査対象期間

17 (5) 後発事象

18 3.8 申請者が提出書類、申請手続き及び ISMAP 運用支援機関との連絡に使用する言語は、日
19 本語でなければならない。

20 3.9 申請者は、申請の対象となるクラウドサービスを自社又は委託先の提供するサービス
21 を利用して、自らの名前で提供している者でなければならない。

22 3.10 申請者は、日本の法令及び本規則その他の基本規程に定める規程等が定める事項を遵守
23 し、ISMAP 運営委員会に提供する情報に事実と相違がないようにしなければならない。

24 3.11 日本の法令に基づき、反社会的勢力又は社会の安全を脅かす集団として指定を受け又は
25 活動を制限された団体及びその構成員又は同等とみなされる者は、申請者となること
26 ができない。

27 3.12 サービス登録を更新に際しても本章の内容を準用する。なお、前回申請時の監査対象期
28 間と更新の申請時の監査対象期間が連続するようにしなければならない。

29 第4章 サービス登録に関する申請

30 4.1 申請者は、「様式 3 登録申請書」を使用し、以下の文書を添えて、別表 1 に示す提出方法
31 (以下、「指定の方法」という)により ISMAP 運用支援機関を通じて ISMAP 運営委員会に
32 提出する。

33 (1) 登記事項証明書（全部事項証明書）。ただし、法人番号を登録申請書に記載した場合
34 には、添付を省略できる。

35 (2) 言明書（別添を含む）

36 (3) 監査報告書（別添を含む）

37 (4) 3.3 に規定する改善計画書

38 (5) 3.4 に規定する情報

39 (6) 3.5 に規定する事項に関する宣誓書

40 4.2 申請者は、実施結果報告書の報告日から 1 ヶ月以内に申請を行わなければならない。

41 4.3 登録の更新の申請においても本章の規定を準用する。

42 第5章 申請の受理

43 5.1 ISMAP 運用支援機関は、申請の受理に当たって、申請者が本規則の第 4 章に従って申請す
44 る文書（以下、「申請文書」という）の以下の内容について確認ができた場合には、申請
45 を受理しなければならない。

46 (1) 4.1 に規定する申請文書が日本語で作成されており、不足がないこと。

47 (2) 4.2 に規定する期日が守られていること。

1 (3) 円滑な審査を実施する上で、申請文書に記載すべき内容に不備がないこと。

2 (4) 実施結果報告書が有効であること。

3 5.2 ISMAP 運用支援機関は、申請文書の確認の結果、内容に不明点がある場合、申請者に問い
4 合わせ又は追加の資料提出要請を行う。

5 5.3 申請者は、ISMAP 運用支援機関より問い合わせ又は追加の資料提出要請があった場合、速
6 やかに回答しなければならない。

7 5.4 ISMAP 運用支援機関は、5.1 の規定に関わらず以下の場合には申請を受理しないものとし
8 る。

9 (1) 申請者が、問い合わせ又は追加の資料提出要請の日から1ヶ月を経過しても十分な
10 回答又は資料を提出しなかった場合。

11 (2) 基本規程 9.5 に規定する配慮事項に鑑みて、本規則第6章に規定する期間内に審査
12 を終えることが困難であることが明らかな場合。

13 第6章 審査

14 6.1 ISMAP 運用支援機関は、受理した申請文書について、以下について技術的審査を行い、各
15 項目の確認状況及び登録の是非に関する ISMAP 運用支援機関の見解について、「様式4 審
16 査報告書」により ISMAP 運営委員会に報告する。

17 (1) 基本言明要件が満たされていること。

18 (2) 実施結果報告書において、ガバナンス基準及びマネジメント基準の発見事項が存在
19 しないこと。

20 (3) 実施結果報告書において、管理策基準の発見事項の有無。

21 (4) 前項において発見事項が存在する場合、当該発見事項が軽微であること。軽微であ
22 ることの要件の一つとして、当該発見事項に係る統制が2ヶ月以内に改善すること
23 が示された改善計画書が存在すること。

24 (5) 3.4 に規定する情報が適切かつ十分に開示されていること。

25 (6) 3.5 に規定する事項に関する宣誓事項が全て含まれていること。

26 (7) その他、本制度の規程類に照らして違反がない、もしくは違反歴がないこと。

27 6.2 ISMAP 運用支援機関は、前項の審査を行うにあたり、必要に応じて、制度所管省庁の監督
28 の下、申請者に追加の情報提供を求めることができる。

29 6.3 ISMAP 運営委員会は、ISMAP 運用支援機関からの報告内容及び申合せの運用状況を踏まえ
30 て、総合的に登録の是非を判断する。

31 6.4 審査は、原則として、以下の各号に従って処理する。

32 (1) 申請は随時受け付けることとする。

33 (2) ISMAP 運用支援機関は、申請書を受領した日から2週間以内に申請文書の確認を実施
34 する。

35 (3) 申請を受理した日から6カ月以内に開催する ISMAP 運営委員会において、登録の審
36 査を行う。

1 第7章 登録

- 2 7.1 ISMAP 運用支援機関は、ISMAP 運営委員会が登録の決定を行ったクラウドサービスについて、ISMAP クラウドサービスリストに登録し、Web サイトを通じて公開する。また、申請者
3 者に「様式5 登録通知書」により通知する。
4
5 7.2 ISMAP 運用支援機関は、ISMAP 運営委員会が登録の更新の決定を行ったクラウドサービス
6 について、ISMAP クラウドサービスリストを更新し、Web サイトを通じて公開する。また、申請者に「様式3 登録通知書」により通知する。
7
8 7.3 登録者は、登録通知書について、下記に示す管理をしなければならない。
9 (1) 登録有効期限まで、原本を保持すること
10 (2) 登録範囲を逸脱し又は本制度の趣旨に反する使用をしないこと
11 7.4 ISMAP 運用支援機関は、本規則の6.3に規定する ISMAP 運営委員会の判断を受けて、登録
12 要求事項を満たしていないとしたクラウドサービスについて、ISMAP クラウドサービスリス
13 トに登録できない旨を申請者に「様式6 結果通知書」により通知し、審査登録手続を
14 終了する。

15 第8章 サービス登録の有効期間

- 16 8.1 登録者は、登録の対象となった監査の対象期間の末日の翌日から1年4ヶ月後までに、
17 更新の申請をしなければならない。サービス登録の有効期間は、この更新の申請の有効
18 期限までとし、登録の有効期限までに更新の申請が行われない場合には、自動的に登録
19 が削除される。なお、当該申請に対する登録の判断が ISMAP 運営委員会でなされるまで
20 は、直前の登録の有効期限以降も引き続き登録を有効とする。それ以降の登録の更新に
21 ついても同様とする。
22 8.2 登録者は、登録の更新の申請を行う際には、本規則の第3章及び第4章の規定に従い申
23 請を行わなければならない。

24 第9章 情報セキュリティインシデント発生時の報告

- 25 9.1 登録者は、登録されている自身のクラウドサービスについて情報セキュリティインシデ
26 ントが生じた場合、遅滞なく「様式7 情報セキュリティインシデントに関する報告書」
27 に必要事項を記載し、ISMAP 運用支援機関を通じて ISMAP 運営委員会に報告すること。
28 9.2 ISMAP 運用支援機関は、登録者が9.1の報告を行っていないにも関わらず、情報セキュリ
29 ティインシデントの発生を認知した場合、当該サービス登録の一時停止を行うとともに
30 に、前項に規定する報告を求めることができる。
31 9.3 ISMAP 運用支援機関は、前二項の報告の内容を受けて、必要に応じて追加の報告を求める
32 ことができる。
33 9.4 ISMAP 運用支援機関は、本章に規定する報告の内容を受けて、必要に応じて本規則第11
34 章に規定するモニタリングを実施することができる。

35 第10章 重大な統制変更等の届出

- 36 10.1 登録者は、登録されている自身のクラウドサービスについて重大な統制変更又は重大な
37 統制変更につながり得る事象が発生した場合、遅滞なく ISMAP 運用支援機関を通じて
38 ISMAP 運営委員会に「様式8 重大な統制変更届出書」により変更内容を届け出ること。
39 10.2 登録者は、その他、登録されている自身のクラウドサービスについて、ISMAP クラウドサ
40 ービスリストの掲載事項が変更された場合、遅滞なく「様式9 ISMAP クラウドサー
41 ービスリスト掲載事項変更届出書」に必要事項を記載し、ISMAP 運用支援機関を通じて ISMAP 運
42 営委員会に提出すること。
43 10.3 ISMAP 運用支援機関は、登録者が前二項の届出を行っていないにも関わらず、当該規定に
44 位置づける事象を認知した場合、当該サービス登録の一時停止を行うとともに、当該届
45 出を求めることができる。

1 10.4 ISMAP 運用支援機関は、本章に規定する届出の内容を受けて、必要に応じて本規則第 11
2 章に規定するモニタリングを実施することができる。
3

4 第11章 モニタリング

5 11.1 ISMAP 運用支援機関は、登録者が本規則第 3 章に規定する要求事項を登録期間中にわたっ
6 て継続的に満たしていることを確認するために、以下の各号に該当する場合にモニタリ
7 ングを実施することができる。

8 (1) 本規則第 9 章、第 10 章に規定する届出又は報告の内容を受けて ISMAP 運用支援機関
9 が必要と認めた場合。

10 (2) 本制度を構成する者その他外部からの苦情又は情報提供等により、要求事項への適
11 合性に疑義が生じた場合。

12 (3) その他、3.5 の宣誓事項に照らして ISMAP 運用支援機関が必要と認めた場合。

13 11.2 モニタリングは、以下の手順で行う。

14 (1) ISMAP 運用支援機関は、モニタリングの対象となる登録者に対して「様式 10 モニタ
15 リング実施通知書」によりモニタリングを実施する旨と確認内容に関する通知を行
16 う。

17 (2) 登録者は、(1)の通知を受けた場合、文書により回答を行う。

18 (3) ISMAP 運用支援機関は、回答を確認し必要と認めた場合、当該登録者に対する聞き取
19 り調査を行う。

20 (4) ISMAP 運用支援機関は、(2)(3)の内容により本規則第 3 章に規定する要求事項が適切
21 に実施されていることが確認できた場合、その旨を「様式 11 モニタリング実施結果
22 等通知書」により登録者に通知しモニタリングのプロセスを終了する。

23 (5) ISMAP 運用支援機関は、(2)(3)の内容により本規則第 3 章に規定する要求事項が適切
24 に実施されていることが確認できない場合、その旨を「様式 11 モニタリング実施結
25 果等通知書」により登録者に通知し、確認できなかった事項に応じて登録者に対し
26 以下を実施する。登録者は、当該通知を受けた場合、弁明の機会を求めることがで
27 きる。

28 (ア) 本規則 3.1 に規定する言明の範囲に係る事項の場合、本規則第 12 章に規
29 定する再監査への対応を求める。

30 (イ) 本規則第 3 章に規定する要求事項のうち(ア)以外の事項の場合、制度運
31 営委員会に確認の上、必要に応じて本規則第 13 章に規定する再申請への対応を
32 求める。

33 第12章 再監査

34 12.1 ISMAP 運用支援機関は、本規則第 11 章に規定するモニタリングの結果、登録者が
35 11.2(5)(ア)に該当すると判断した場合、当該登録者に対して「様式 11 モニタリング実

1 施結果等通知書」において、該当箇所に関する再監査を求めることができる。なお、再
2 監査における監査は原則として整備状況評価とする。

3 12.2 登録者は、再監査の求めを受けた場合、当該通知書に記載の期日までに該当箇所に関す
4 る再監査を受け、該当箇所に関する言明書及び実施結報告書を ISMAP 運用支援機関に提
5 出しなければならない。

6 12.3 ISMAP 運用支援機関は、前二項に規定する内容により本規則第 3 章に規定する要求事項が
7 適切に実施されていることが確認できた場合、「様式 11 モニタリング実施結果等通知
8 書」により登録者に通知し再監査のプロセスを終了する。

9 12.4 ISMAP 運用支援機関は、前各項に規定する内容により本規則第 3 章に規定する要求事項が
10 適切に実施されていることが確認できなかった場合、「様式 11 モニタリング実施結果等
11 通知書」により登録者に通知し本規則第 13 章に規定する再申請への対応を求める。

12 12.5 ISMAP 運用支援機関は、再監査のプロセスが終了するまで、当該クラウドサービスが再監
13 査のプロセスにあることを ISMAP クラウドサービスリストにおいて公表する。

14 第13章 再申請

15 13.1 ISMAP 運用支援機関は、本規則第 11 章に規定するモニタリングの結果、登録者が
16 11.2(5)(イ)に該当すると判断した場合及び本規則第 12 章に規定する再監査の結果再申
17 請が必要と判断した場合、当該サービスの登録を削除した上で、当該登録者に対して
18 「様式 11 モニタリング実施結果等通知書」において、再申請を求めることができる。

19 13.2 再申請における手続については、本規則第 3 章から第 7 章までの規定を準用する。

20 第14章 登録の削除

21 14.1 登録者は、次のいずれかに該当する場合、遅滞なく「様式 12 登録取下届出書」を制度所
22 管官庁に届け出ること。

23 (1) 登録サービスの運用終了等により提供を終了した場合

24 (2) 登録サービスが登録を維持できないと判断した場合

25 14.2 ISMAP 運用支援機関は、以下のいずれかに該当する場合、ISMAP クラウドサービスリスト
26 から当該サービスを削除するとともに、「様式 6 結果通知書」を用いてその旨を登録者に
27 通知する。

28 (1) 登録の有効期間が終了したとき

29 (2) 登録者から登録取下届出書が提出されたとき

30 (3) 登録者に本規則第 13 章に規定する再申請を求めるとき

31 (4) 登録者が正当な理由なく本規則に定める ISMAP 運営委員会及び ISMAP 運用支援機関
32 からの求めに応じなかったとき

33 第15章 登録に係る異議申立て

34 15.1 申請者又は登録者は、サービス登録に関する処置への異議がある場合、ISMAP 運用支援機
35 関を通じて ISMAP 運営委員会あてに「様式 13 異議申立書」により申し立てを行うことが
36 できる。

37 15.2 ISMAP 運用支援機関は、前項の異議申立書を受け取った場合には、「様式 14 異議申立書
38 への回答」により当該申立者に回答を行う。

- 1 別表 1 申請書の提出方法
- 2

差し出した記録が確認できる郵送方法とすること

- 3
- 4 様式 1 言明書
- 5 様式 2 経営者確認書
- 6 様式 3 登録申請書
- 7 様式 4 審査報告書
- 8 様式 5 登録通知書
- 9 様式 6 結果通知書
- 10 様式 7 情報セキュリティインシデントに関する報告書
- 11 様式 8 重大な統制変更届出書
- 12 様式 9 ISMAP クラウドサービスリスト登録事項変更届出書
- 13 様式 10 モニタリング実施通知書
- 14 様式 11 モニタリング実施結果等通知書
- 15 様式 12 登録取下届出書
- 16 様式 13 異議申立書
- 17 様式 14 異議申立書への回答